

第9期富士見市分別収集計画

令和元年6月

1 計画策定の意義

当市は埼玉県の南東部、首都30km圏に位置し、県庁所在地のさいたま市をはじめ、中核市の川越市や志木市、ふじみ野市、三芳町に隣接している。昭和40年代より首都圏のベッドタウンとして急速に発展してきた。平成11年に人口10万人を突破し、平成27年には11万人に到達した。しかし、日本全体が人口減少社会を迎えた昨今、富士見市も例外ではなく、近い将来減少していく可能性が高い。そのため、以前のようなごみ排出量の極度の増加傾向は見られなくなり、ごみの排出量も徐々に減少していくと思われるが、国内の最終処分場の許容量が逼迫していることには変わりはない。

ごみの量を減らし、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。当市としても循環型社会構築の一翼を担う一自治体として、平成12年度に「環境にやさしい都市宣言」を行い、平成13年度には「富士見市環境基本条例」を制定（平成14年4月施行）、平成23年度には富士見市一般廃棄物処理基本計画第2次計画を策定（平成28年4月改定）、平成24年度には第2次環境基本計画を策定（平成30年3月改定）し、市民・事業者・行政の役割を明確にし、達成すべき目標を見据えて行動することを定めた。

本計画は「ごみの減量」と「循環型社会の構築」という2つの観点のもと、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物のうち構成割合の多い容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量を削減し資源を有効利用する目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、ごみの減量化・資源化のための施策を具体化すると同時に、今後廃棄物処理にあたって循環型社会の構築を図るものである。

2 基本的方向

当市の一般廃棄物処理の中間処理及び最終処分については、志木地区衛生組合と連携し実施していく。また、志木地区衛生組合を構成する志木市、新座市とも協力し円滑な一般廃棄物の処理を図る。本計画を実施するに当たっての基本的方向は以下のとおりとする。

- (1) ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 消費者（市民）・事業者・行政が協働で策定した富士見市環境基本計画に則り、環境保全全体の見地からごみ減量に取り組む。
- (4) 環境講座、富士見ふるさと祭り等の催事を通じて循環型社会形成のための知識を深めてもらう。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、鋼製容器包装廃棄物、アルミニウム製容器包装廃棄物、飲料用紙製容器包装廃棄物、段ボール製容器包装廃棄物、その他の紙製容器包装（市指定紙製容器包装）、無色ガラス製容器包装廃棄物、茶色ガラス製容器包装廃棄物、その他のガラス製容器包装廃棄物、ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器包装廃棄物、その他のプラスチック製容器包装廃棄物を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物全体	6,790	6,789	6,788	6,787	6,785

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制、適正排出を促進するため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、これまでも行ってきた施策と同様に、市民・事業者・再生業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら進める。

(1) 啓発・教育活動の充実

- ・インターネット（ホームページ）を活用し、循環型社会構築のためのトータルな情報を発信し市民に啓発するとともに、さまざまな疑問、質問に答える双方向性のコンテンツを用意する。
- ・学校教育における総合的学習の時間においてごみの減量と循環型社会の構築に関する授業を推進する。
- ・小中学生の環境学習（出前講座等）への協力や啓発ポスター作成等の啓発活動を行う。

(2) 過剰包装の抑制

品物を販売するために行う包装のあり方を見直すと同時に、包装の簡素化を推進するよう啓発を行う。

(3) グリーン購入の推進

買い物をする段階から環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選択して買うといった、グリーン購入を積極的に進め、循環型社会によりふさわしい生活を選択する消費者（グリーンコンシューマー）を育成する。

(4) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の推進

レジ袋等の小売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底等の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を行う。

(5) 多量排出事業者への指導強化

多量排出事業者に対するごみ減量化の啓発を行い、近隣の再資源化業者を紹介することにより、ごみの再資源化の推進を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。また、市民の理解度及び協力度、富士見市が所有する収集機材及び志木地区衛生組合が所有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主務省令 ^{*1} 別表第1の1の項に定める容器(但し、容量が18リットルを超えないもの ^{*2} に限る。以下「スチール缶」と表記する。)	カン
主務省令別表第1の2の項に定める容器(但し、容量が18リットルを超えないものに限る。(以下「アルミ缶」と表記する。)	
上記以外の容器のうち、金属製のもの(但し、容量が18リットルを超えないものに限る。)であって、次に掲げるもの(以下「その他の缶」と表記する。) (1) 缶(カップ形のものを含む。) (2) (1)に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 (3) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの	
主務省令別表第1の3の項に定める容器のうち無色のもの(但し、飲食の用に供するもの又は調味料等を充填するためのものに限る。以下「無色のガラス製容器」と表記する。)	ビン
主務省令別表第1の3の項に定める容器のうち茶色のもの(但し、飲食の用に供するもの又は調味料等を充填するためのものに限る。以下「茶色のガラス製容器」と表記する。)	
主務省令別表第1の3の項に定める容器のうち無色又は茶色のもの以外のもの(但し、飲食の用に供するもの又は調味料等を充填するためのものに限る。以下「その他の色のガラス製容器」と表記する。)	
商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、すぐには廃棄物とはならず、洗浄、消毒等の処理を施すことで繰り返し商品の容器として再利用できるもの。(以下「生きビン」と表記する。)	ビン又は生きビン ^{※3}
主務省令別表第1の3の項に定める容器のうち飲食の用に供するもの又は調味料等を充填するためのもの以外のもの。以下「非飲料等用ガラス製容器」と表記する。) ^{※3}	不燃ごみ ^{※4}
主務省令別表第1の4の項に定める容器、その他主として段ボール製の容器包装に係るもの(以下「段ボール製容器」と表記する。)	段ボール
主務省令別表第1の5の項に定める容器、その他主として紙製の容器包装であって飲料を充填するための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)に係るもの(以下「飲料用紙製容器」と表記する。)	紙パック
主務省令別表第1の6の項に定める商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって、次に掲げるもの(以下「市指定紙製容器包装」と表記する。) (1) ボール紙製の箱及びケース (2) 袋(但し、取っ手等を除去したのものに限る。)	その他の紙 ^{※5}

(3) 商品の包装のために用いる紙	
商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって、段ボール製容器、飲料用紙製容器、市指定紙製容器包装以外のもの（以下「その他の紙製容器包装」と表記する。）	可燃ごみ ^{*4}
主務省令別表第1の7の項に定める容器（以下「PET製容器」という。）	ペットボトル
主務省令別表第1の8の項に定める容器（主務省令別表第1の7の項に定める容器及び発泡スチロールを除く。以下「プラスチック製容器包装」という。）	
容器包装以外のプラスチック製品（プラスチック以外の原材料を利用しているものを除く。）及び塩化ビニール製品（塩化ビニール以外の原材料を利用しているものを除く。以下「容器包装外プラスチック類」と表記する。） ^{*3}	資源プラスチック
商品の容器包装のうち、発泡スチロール ^{*3}	可燃ごみ ^{*4}

注1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成15年12月10日財厚農水経産環令第3号)。以下同様。

注2) ドラム缶等は粗大ごみ

注3) 当初から有価物として取引されるので廃棄物ではないが、便宜上この欄に入れた。

注4) 可燃ごみ及び不燃ごみは焼却又は埋め立て等の処理をしており、法第2条第5項にいう「分別収集」はしていないが、便宜のために記載するものである。また、容器包装以外のプラスチック製品等も容器包装廃棄物にはならないが、容器包装と混合収集しているので、便宜上のために記載するものである。

注5) その他の紙として収集するのは、容器包装廃棄物としては包装紙、紙袋、ボール紙製容器の3品目であるが、収集は雑誌に混入されて行われるので、統計上容器包装廃棄物のみの量は算出できない。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

単位：t

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定分別基準適合物	無色のガラス製容器	397	398	398	398	399
	(独自処理量)	397	398	398	398	399
	(協会引渡し量)	0	0	0	0	0
	茶色のガラス製容器	197	197	197	197	198
	(独自処理量)	34	34	34	34	35
	(協会引渡し量)	163	163	163	163	163
	その他の色のガラス製容器	174	174	174	175	175
	(独自処理量)	16	16	16	16	16
	(協会引渡し量)	158	158	158	159	159
	市指定紙製容器包装	5	5	5	5	5
	(独自処理量)	5	5	5	5	5
	(協会引渡し量)	0	0	0	0	0
PET製容器	410	411	411	412	412	
(独自処理量)	410	411	411	412	412	
(協会引渡し量)	0	0	0	0	0	
プラスチック製容器包装	566	566	567	568	568	
(独自処理量)	6	6	6	6	6	
(協会引渡し量)	560	560	561	562	562	
うち白色トレイ	0	0	0	0	0	
第2条第6項指定物	スチール缶	171	171	171	171	171
	(独自処理量)	171	171	171	171	171
	(協会引渡し量)	0	0	0	0	0
	アルミ缶	171	171	171	171	171
	(独自処理量)	171	171	171	171	171
	(協会引渡し量)	0	0	0	0	0
	段ボール製容器	785	786	787	788	789
	(独自処理量)	785	786	787	788	789
	(協会引渡し量)	0	0	0	0	0
	飲料用紙製容器	16	16	16	17	17
	(独自処理量)	16	16	16	17	17
	(協会引渡し量)	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、富士見市の人口推計を基に次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
111,139人 (対前年度比) 0.231%	111,272人 (対前年度比) 0.120%	111,406人 (対前年度比) 0.120%	111,539人 (対前年度比) 0.119%	111,673人 (対前年度比) 0.120%

10 分別収集を実施するものに関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール缶	カン類	市による定期回収 及び市民団体による 集団回収	志木地区衛生組合 (集団回収は民間 業者)
	アルミ缶			
	その他の缶			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	市による定期回収 ※3	志木地区衛生組合
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
	生きビン※1	生きビン	市民団体による集 団回収	民間業者
	非飲料等用ガラス製容器	不燃ごみ	市による定期回収	志木地区衛生組合
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 及び市民団体による 集団回収※3	民間業者
	段ボール製容器	段ボール		
	市指定紙製容器包装	その他の紙		
	その他の紙製容器包装	可燃ごみ	市による定期回収	志木地区衛生組合
プラスチック	PET製容器	ペットボトル	市による定期回収	志木地区衛生組合
	白色発泡スチロール製食品トレイ	資源プラ スチック		
	プラスチック製容器包装			
	容器包装外プラスチック類※2	可燃ごみ		

※1) 当初から有価物として取引されるので廃棄物ではないが、便宜上この欄に入れた。

※2) 容器包装ではないが、容器包装であるプラスチック製品と混合収集しているため、便宜上この欄に入れた。

※3) ただし、事業系一般廃棄物(ガラス、紙類)の収集運搬は許可業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

平成13年に、プラスチック製容器包装廃棄物等の中間処理(選別・圧縮)施設を新設し、同年11月から分別収集を開始しているが、本計画にあたり新たな施設整備計画はない。下表に示すのは平成31年4月1日現在の体制であるが、基本的にこの体制は今後も維持するものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール缶	カン類	プラスチックコンテナ (水色)、自立型網袋	2t パッカー車	富士見環境センター (志木地区衛生組合)
	アルミ缶				
	その他の缶				
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	プラスチックコンテナ (黄色)	2tトラック車	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
	生きビン ^{※1}	生きビン	集団回収の実施団体任意	集団回収の実施団体任意	民間業者
非飲料等用ガラス製容器	不燃ごみ	プラスチックコンテナ (緑色)	2t パッカー車	富士見環境センター (志木地区衛生組合)	
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る	2tトラック車 若しくは集団資源回収団体の任意	民間業者 (紙問屋)
	段ボール製容器	段ボール	紐で縛る		
	市指定紙製容器包装	その他の紙	紐で縛る		
	その他の紙製容器包装	可燃ごみ	無色透明・半透明の袋	2t パッカー車	富士見環境センター (志木地区衛生組合)
プラスチック	PET製容器	ペットボトル	PE製網袋(青色)	2t パッカー車	富士見環境センター (志木地区衛生組合)
	白色発泡スチロール製食品トレイ	資源プラスチック	PE製網袋(緑色)		
	プラスチック製容器包装				
	容器包装外プラスチック類 ^{※2}				
商品の容器包装のうち、発泡スチロール	可燃ごみ	無色透明・半透明の袋			

※1) 当初から有価物として取引されるので廃棄物ではないが、便宜上この欄に入れた。

※2) 容器包装ではないが、容器包装であるプラスチック製品と混合収集しているため、便宜上この欄に入れた。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 分別収集の実施に当っては、富士見市環境施策推進市民会議の協力を得ながら進めていくこととする。
- (2) 集団資源回収及び定期資源回収の充実のため、奨励金の交付を継続し、市からの援助を行う。